

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業
実施主体別	県 / その他 (コンソーシアム)	

事業名	あおもり「農業DX」推進事業 (県単・継続)			
アピールポイント	本県に適した農業DX (デジタルトランスフォーメーション) を実現していくため、モデル実証と情報発信を行う。			
事業の趣旨	生産者や研究機関、民間企業等からなるコンソーシアムを組織してデジタル技術の実証を進める。 本事業の実証結果や、県内で活用されているスマート農業技術について、情報発信する。	予算額(千円)	10,616	
		内訳	国	—
			県	10,616
			その他	—
事業の内容等	1 あおもり「農業DX」の構築 ・コンソーシアム (3団体) による、複数のスマート農業技術等を組み合わせた、本県に適した「農業DX」のモデル実証 2 あおもり「農業DX」の現場実装の促進 ・普及・啓発セミナーの開催 ・実証結果やスマート農業技術活用事例の情報発信	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和6～8年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線3232、直通017-734-9474)	

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業、調査等
	担い手の育成	研修・訓練
	機械・施設の整備	スマート農機/機械購入/リース
実施主体別	その他（サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者） ※サービス事業：農業者の行う農作業を代行する取組、農業者が使用するスマート農業機械等を、販売以外の手段によって農業者に提供する取組等	

事業名	スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（国庫・継続）
アピールポイント	サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行や改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。

事業の趣旨	サービス事業者の育成・活動の促進等の加速化を図るため、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス事業の企画・検討のための試行・改良、サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 立上げ・事業拡大の取組 サービス事業者がサービス事業を新規に立上げようとする際、又は既存のサービス事業を拡大しようとする際に必要な以下の取組を支援 ・サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査 ・サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械レンタル・改修、データ収集・分析等の実施 ・サービス事業を企画・運営する専門人材の育成 ・サービスの普及に資するデモ実演、情報発信等の実施 ・サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施 ・本事業の実施に係る関係者による検討会の実施に要する経費	補助率	標準事業費
		定額	補助上限額 1,500万円、 3,000万円
	2 スマート農業機械等の導入 サービス事業の提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援	1/2以内	補助上限額 1,500万円、 3,000万円、 5,000万円

【採択要件】

概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者であること
 （都道府県域を越える場合や施設整備を行う場合は、農林水産省が公募）

実施期間	令和6年度～	担当 (窓口)	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線3232、直通017-734-9474) 農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480) // 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481) りんご果樹課 生産振興グループ (内線5148、直通017-734-9492) 畜産課 飼料環境グループ (内線4822、直通017-734-9497)
------	--------	------------	---

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業
	機械・施設の整備	スマート農機 / 機械購入
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	スマート農業チャレンジ支援事業（国庫・新規） 【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金】
アピールポイント	県内の農業者等を対象にスマート農業機械の導入を支援する。

事業の趣旨	担い手の減少や物価高騰が続く中、持続可能で生産性の高い農業を実現するため、スマート農業機械等の導入を促進し、経営の継続・発展に取り組む農業者を支援する。	予算額(千円)	2,002,000	
		内訳	国	1,801,800
			県	200,200
			その他	—

事業の内容等	1 補助対象者 (1) 農業者（農林業センサスの農業経営体のうち個人経営体に該当し、青色申告をしている者） (2) 農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人その他主として農業を営む者と知事が認める法人） (3) 任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの） 2 補助対象経費 ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用し、生産性向上、低コスト・省力化に取り組むために必要な農業機械等の導入に要する経費（ただし、補助対象経費に係る消費税（地方消費税を含む。）及びパソコンなど汎用性の高い機械の導入に要する経費は除く。）	補助率	標準事業費
		1/2以内	補助上限 1,250万円

【採択要件】

- 1 県内に本社又は生産拠点を有し、県内で事業を実施すること。
- 2 事業実施主体が事業実施年度から翌年度までの間に、事業計画書記載の目標を達成する見込みがあること。
- 3 本事業に係る事業費は50万円を下回らないこと。
- 4 導入する農業機械等については、計画に即した適正な規模・能力であること。
- 5 導入した農業機械等について、農機具共済その他民間事業者が提供する保険に加入すること。

実施期間	令和8年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線4984、直通017-734-9474)
------	-------	----	---

目的	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
別	担い手の育成	新規就農
別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業[畑作野菜] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	--

アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入等及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等を支援する。
----------	--

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	21,625	
		内訳	国	21,625
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上の増加 ・契約栽培割合10%以上の増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上の向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha (" 10ha)	施設野菜 5ha (" 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和9年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9481)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修 / その他
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	8,787	
		内訳	国	8,787
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5081、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 協議会	

事業名	グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】		
-----	--	--	--

アピールポイント	環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。		
----------	---	--	--

事業の趣旨	化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。	予算額(千円)	3,000	
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 グリーンな栽培体系への転換（R8当初、R7補正）</p> <p>(1) グリーンな栽培体系の検討（必須の取組）</p> <p>ア 検討会の開催</p> <p>イ グリーンな栽培体系の検証</p> <p>ウ グリーンな栽培マニュアルの作成</p> <p>エ 産地戦略の策定</p> <p>オ 情報発信</p> <p>(2) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入</p> <p>(3) 消費者理解の醸成</p> <p>2 県域への展開（R8当初、R7補正）</p> <p>グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や先進地視察、展示ほの設置等</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。こと。 県（普及）を構成員または参加者にしない場合であっても、事業実施計画や進捗状況について情報共有し、必要な連携を図ること。</p> <p>《事業実施期間》</p> <p>最大2年間</p>	補助率	標準事業費
		定額	<p>上限額</p> <p>300万円</p> <p>※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円</p> <p>※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ</p>
		1 / 2	<p>1,000万円</p> <p>※検証に必要なスマート農業機械等導入</p>

【採択要件】

環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検証すること。

実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017-734-9353)
------	--------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】			
アピールポイント	環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。			
事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</p> <p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動</p> <p>【具体的な取組例】</p> <p>①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減</p> <p>②環境負荷低減型飼料の給与</p> <p>③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制</p> <p>④バイオ炭の農地施用</p> <p>⑤生分解性マルチの利用</p> <p>⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入</p> <p>2 認定のメリット</p> <p>(1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇</p> <p>(2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇</p> <p>(3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用</p> <p>《申請主体》</p> <p>個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 上記1の(1)の場合は、土壌診断結果を添付すること。</p>				
実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

(別添1)

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	スマート農業 / その他 (新たな生産方式の導入) 簡易なほ場整備 (畔取り、畦の緩傾斜化) 機械購入 / リース / スマート農機 / ドローン等の研修受講費 / その他 (データ利用に係る契約料等)
実施主体別	市町村 / 地域協議会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体 / その他 ()	

事業名	スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 (国庫・新規) 【スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうち スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業】
-----	--

アピールポイント	スマート農業技術 (農業機械、栽培管理システム) の導入と、簡易なほ場整備などを一体的に支援する。
----------	---

事業の趣旨	産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術及び新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する。	予算額(千円)	152,000	
		内訳	国	152,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 農業機械の購入又はリース導入にかかる費用</p> <p>(2) (1)に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信等に係る契約料など</p> <p>(3) (1)で導入した機械の利用効率を高める栽培体系への転換に必要な経費 (畔取り、緩傾斜化など)</p> <p>2 支援対象者及び申請方法</p> <p>県内で事業を実施する農業者、農業団体等で、申請方法は以下のとおり</p> <p>(1) 計画認定者 (注1)</p> <p>認定を受けた計画を基に「スマート技術高度利用計画」を作成し、都道府県に申請</p> <p>(2) 計画認定者以外</p> <p>「産地スマート計画」に基づき地域協議会等の単位で申請</p> <p>注1)計画認定者：農業の生産性向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律に規定する「生産方式革新実施事業活動の実施に関する計画」の認定を受けているもの</p>	補助率	標準事業費
		国 (1) (3) 1/2以内 (2) 定額	上限事業費 (1)～(3)の合計で2.5億円 ただし、(2)は1,500万円

【採択要件】

- 1 スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行い、これに関する農業機械の導入等であること
- 2 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標の両方を実現すること。
- 3 品目ごとの面積要件を満たすこと (計画認定者は除く)

実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (水稻・麦・大豆) (内線5074、直通017-734-9480) 野菜・花き振興グループ (野菜・花き) (内線5078、直通017-734-9481)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	機械・施設の整備	機械購入 / リース / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会）	

事業名	先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】			
アピールポイント	有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。			
事業の趣旨	有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。	予算額(千円)	71,447	
		内訳	国	71,447
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p>	補助率	標準事業費	
		1 (1) 国 1/2 以内	1は上限 5,000万円 うち1 (2) は上限 400万円	
		2 国定額	2は上限 800万円	
		<p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。</p> <p>稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p>		
実施期間	令和8年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	